

第 6 8 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

2 5 教育委員会	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	---

別表第 2 の 6 区長の項中「(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)」を削り、同表に次のように加える。

5 5 教育委員会	児童福祉法による保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-----------	--	---------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務を追加するとともに規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。